（鉄道事業法の一部改正）

第六条　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三中「第六条第一項から第三項まで」を「第八条第一項及び第二項」に改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第七条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第二号中「第八条第三項」を「第十条第三項」に改める。

総務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第二十号

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「平成二十八年度」を「平成三十三年度」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**

社会福祉法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第二十一号

社会福祉法等の一部を改正する法律

（社会福祉法の一部改正）

第一条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十九条の三」に、「社会福祉事業に」を「社会福祉事業等に」に改める。

第二十四条の見出しを「（経営の原則等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たつては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（特別の利益供与の禁止）

第二十六条の二　社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

第三十条第一項中「都道府県知事」を「その主たる事務所の所在地の都道府県知事」に改め、同項第二号中「第百九条第二項」を「主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が一の都道府県の区域内において二以上の市町村の区域にわたるもの及び第百九条第二項」に改め、同条第二項中「都道府県の区域」を「地方厚生局の管轄区域」に改め、「わたるもの」の下に「であつて、厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第三十一条第四項を削る。

第三十六条第四項第四号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改める。

第四十三条第二項中「第三十一条第四項の規定は定款の変更の認可の申請に、」を削り、「定款の変更の認可にそれぞれ」を「、前項の認可について」に改め、同条第四項を削る。

第四十四条第四項を削り、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3　社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

4　社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第四十四条に第一項として次の一項を加える。

社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

第四十六条第四項を削る。

第四十九条第三項中「第三十一条第四項の規定は合併の認可の申請に、」を削り、「合併の認可にそれぞれ」を「、前項の認可について」に改める。

第五十六条の見出しを「（監督）」に改め、同条第一項を次のように改める。

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第五十六条第七項中「第五項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項を同条第十項とし、同条第五項中「第三項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「所轄庁は、」の下に「第四項の規定による勧告を受けた」を加え、「法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認める」を「正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつた」に、「必要な措置を採るべき」を「当該勧告に係る措置をとるべき」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4　所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。

5　所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。